３労福第１０７９号
令和４年３月２２日

愛知県経営者協会
会長　大島　卓　様

愛知県労働局長
（公 印 省 略 ）

「厳重警戒」での感染防止対策について（通知）

日頃は、本県の労働行政の推進につきまして、御理解と御協力をただき厚く御礼申し上げます。

本県では、１月２１日（金）から「愛知県まん延防止等重点措置」により、感染拡大の抑制に取り組んでまいりました。

その結果、新規陽性者数は減少傾向となり、病床使用率が減少するなど、医療提供体制への負荷が低下する見込みであることから、３月２１日（月）をもってまん延防止等重点措置が解除されました。

しかしながら、新規陽性者数は減少幅が大きくなってきたものの、入院患者数の減り方は少なく、今後、春休みや年度末に向け、人の移動が活発になる季節を迎えることなどから、引き続き、基本的な感染防止対策が求められます。

ついては、貴団体に「厳重警戒」での感染防止対策について周知徹底を図るとともに、関係諸団体等へ周知し、協力を呼びかけるなど、引き続き、感染拡大の防止に努めていただくようようお願いします。

＜添付文書＞
別紙１　「厳重警戒」での感染防止対策　概要
別紙２　「厳重警戒」での感染防止対策　本文

＜県ＷＥＢページ掲載箇所＞
https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html

連絡先　労働福祉課労使関係グループ（渡邉）
電　話　052-954-6361（ダイヤルイン）